参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年7月21日 （第6回）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	南魚沼市 （15226）
地域名 （地域内農業集落名）	南魚沼地域 （東地区:大倉、船ヶ沢新田、黒土、黒土新田、荒山、桐沢、堂島、荒金、茗荷沢、茗荷沢新田、山崎新田、山崎、谷地、高田、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田 浦佐地区：浦佐八色、鰕島、天王町、川原町、富町、田町、浦佐上町、浦佐門前、本町、西浦、新町、町屋、岩山、境川 大崎地区：水尾、今町新田、柳古新田、海士ヶ島新田、八色原、穴地新田、穴地、大崎 薮神地区：辻又、後山、市野江、芹田、北、一村尾、名木沢、九日町、猫道、今町、城山新田 城内地区：妙音寺、藤原、法音寺、田崎、新堀、新堀新田、泉新田、泉、下原、下原新田、長森新田、麓、長森、上原、野際、下薬師堂、下出浦、上出浦、上薬師堂、岡、山口、中手原、広堀 大巻地区：野田、北田中、西、四十日、大杉、寺尾、欠之下、五日町、押出、奥、青木、宇津野、四十日新道 五十沢地区：二日町、津久野下新田、津久野、津久野上新田、岩崎、宮村下新田、宮、深沢、小川、土沢、清水瀬、野中、舞台、畔地、畔地新田、原、蛭窪、永松、京岡、京岡新田、金城、中川新田、中川、山谷 六日町地区：上大月、下大月、東泉田、西泉田、上町、大和町、伊勢町、小栗山、余川、君帰、欠之上、川窪、美佐島、八幡、田中町、坂戸 上田地区：三郎丸、長表、雲洞、早川、枝吉、金清坊、中之島、掛之下、広道、原芝野、横新田、上神字、姥沢、台上、滝谷、沢口、一之沢、蟹沢、清水 塩沢地区：塩沢、目来田、中、樺野沢、樺野沢新田、天野沢、泉盛寺、栃窪、岩之下、吉里、思川、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町 中之島地区：中子、中野、古川、大里、小木六、八竜、小杉、大木六、吉山、大木六原、小松沢、柄沢、仙石、舞子、万条、下万条、姥島、論丸、坪池、五郎丸、徳田、大原、五丁歩 石打地区：上の平、関山、関、上野、宮野下、小刈、上一日市、下一日市、君沢、上東之木、下東之木、大宮、大沢山、砂押、大沢新田、大沢、南田中 ）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	5,853 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5,853 ha
② 田の面積	5,324 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	528 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	414 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	512 ha
（参考）区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	4,051 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1,245 ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

農地の状況
南魚沼市内において、農地の状況は地域によって異なるが、概要は以下のとおり
○ 50a～1ha規模のほ場が多い地区
東地区、浦佐地区、大崎地区水無川沿岸地域
○ 30a区画のほ場が多い地区
大崎地区南部、城内地区の三国川・宇田沢川水系に属する農地、五十沢地区は、三国川、皆沢川水系に属する農地、上田地区内のほ場整備率は95%以上、塩沢地区は、魚野川、北沢川、伊田川、鎌倉沢川の流域一帯に形成された農地
○ 中山間5～20a地区
薮神地区：後山・辻又
○ 都市的土地需要が高い
浦佐市街地、六日町地区
○ 中山間条件不利
塩沢の山間
○ 平場10a区画のほ場
大巻地区の庄之又川左岸から大和地域、中之島地区、石打地区

担い手の状況
ほ場規模の問題もあり、担い手の経営農地面積の拡大にも限界があるなど地域によって状況は異なるが、全体としては農業従事者の高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れ等も進んでおり、将来的な担い手不足も心配される状況である。

課題
・認定農業者や農業法人の育成
・新規就農者の支援等により地域の実情に即した経営体の基盤の強化と育成

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

全国的なブランド米である南魚沼産コシヒカリは今後も主要作物であり、将来的に消費が減少した中でも高価格で選ばれ続ける産品であり続けるためにブランド価値向上の取り組みを行う。
水稲については圧倒的にコシヒカリに集中しており、農作業時期が集中するため今後農業人口が減少する中で同じレベルで品質・数量を確保することが難しくなっていることから、農作業の更なる効率化や多品種への切り替えに向けた取組みが必要である。
高収益作物の導入については、ブランド化されている八色西瓜、八色しいたけ、市内の直売所を核とした地域の重点園芸品目の取組拡大を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手（認定農業者、集落営農法人等）への農地の集積・集約化を基本として、農地を手放す意向の農業者の離農時期等を早めにキャッチし、農地拡大意向の担い手にスムーズに継承できるよう仲立ちを行い、農地の集積・集約化を進める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	55 %	将来の目標とする集積率	55 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

ほ場整備の営農計画策定などを通じて、30a区画以上の地区は、1ha、30a区画未満の地区は50a程度以上の集団化

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

農地バンクを通じて、担い手を中心とした集積・集約化を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方法

令和7年度以降において新規の貸借契約はすべて農地中間管理機構を通すことになるので、受け手と出し手の意向を踏まえて貸付を行う。その際、将来的な地域集積を意識した貸付になるよう配慮する。

（3）基盤整備事業への取組

以下のとおり地元の要望に基づき実施する。
大月地区：令和11年度、吉里地区：令和8年度、泉盛寺地区：令和8年度完了予定で基盤整備事業を進めている。
荒金堂新田地区：R9、山口地区R11、薮神南部地区、城之川Ⅱ期地区令和19年予定の基盤整備事業の計画がある。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

担い手経営体のみではなく、兼業農家も維持・確保する。
民宿経営などを含めたスキー産業との連携を維持・確保する。
市、農業委員会、JAみなみ魚沼、農業普及指導センター等関係機関で連携し、新規就農者の育成を進める。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

NOSAIによる共同防除

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会が実施隊に捕獲を依頼し、年間と通じて銃また箱わな等による有害鳥獣捕獲を行う。市は、狩猟免許（銃、わな）の新規取得や電気柵の設置などを支援する。
③作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上を図るため、ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術の導入を支援する。
⑤アグリコアワイナリーへの支援を通じて、加工用ブドウ生産などを支援する。
⑦農地や農業用水等が有する多面的機能の維持・発揮に向け、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補修など、農地・農業用施設の保全管理活動を促進するため、「多面的機能支払交付金」「中山間等地域直接支払交付金」の制度を活用する。
⑧しいたけ選果場、西瓜選果施設の稼働により、効率的な出荷作業を行う。
②、⑨資源循環型社会の実現に向け、南魚沼広域有機センターを活用し、有機資源（きのこ菌床含む）の再利用の促進を図るとともに有機肥料を農地に還元する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和　年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

農林課にて縦覧

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	NOSAI新潟	共同防除	農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、建物、農機具

6 目標地図　目標地図全体は農林課にて縦覧

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。